

にも参加しているのです。このようなことは、当然に違法であると考えます。

東郷町議会議員政治倫理条例施行規程（以下「規程」といいます。）11条（地方自治法117条）によりますと、議事に直接の利害関係のある者は除斥されることが規定されていますので、審査請求人の一人であり、かつ、議長である箕浦前議長は除斥されるべきであるのに議事に参加しているのです。

そもそも前述のように、一般法理ないし近代法の基本原則として「判断を求めると判断を為す者とが同一人物であってはならない」という極めて当然のことでもありますし、住民の視点からしますと、公平で公正な手続きが行われているようには到底見えないと思われまます。

このことについて、私は文書で直接異議を申し立てましたが、何の対応もされていないという事実もあります。

本件審査請求は条例が定める手続き要件を充たしておらず、却下すべきものであったのです。

本件審査請求は条例5条1項の要件を充たしておらず違法です。

条例5条1項は、「町民及び議員は、議員が第3条に規定する政治倫理基準又は第4条に規定する請負契約等及び指定管理者の指名に関する遵守事項（以下「政治倫理基準等」という。）に違反する疑いがあるときは、町民においては法第74条第5項に規定する選挙権を有する者の総数の100分の1以上の者の連署、議員においては、議員定数の2分の1以上の者の連署をもって、審査請求をした代表者（以下「請求代表者」という。）が、これを証する資料を添付した請求書（以下「審査請求書」という。）を議長に提出し、審査を請求することができる。」と定められており、議員が審査請求を為す場合においては、議員定数の2分の1以上の者の連署が要件とされております。

そして、東郷町議会の議員定数は16ですから（東郷町議会の議員の定数を定める条例）、議員による審査請求は8名以上の連署が必要となります。

本件の審査請求は、形式上8名の議員の連署がありますから有効な申立てのようにも見えます。しかしながら、先述の通り箕浦前議長が議員の立場で審査請求人として署名しているのです。議長は審査請求を受ける立場の者であり審査請求人にはなれません。したがって、箕浦議長（当時）の署名は無効ですから、本件審査請求は7名の議員の連署しかないこととなり、条例の要請に満たない申立てとなります。よって、議長は条例5条3項(1)号に基づき、本件審査請求を却下するべきでありました。

前議長はこれを却下することなく、漫然とこれを受理し、審査請求を是認したのです。このような事態を正すための規定は残念ながらありません。しかしなが